

筑後川下流左岸農地防災事業にかかる 環境配慮計画について



九州農政局

筑後川下流左岸農地防災事業所

特定外来生物について

特定外来生物とは？

特定外来生物とは、海外起源の外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を及ぼすもの、又は、及ぼす恐れがあるものの中から、指定されています。

特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけでなく、卵、種子、器官なども含まれます。

地区内の特定外来生物について

本地区には以下のとおり、魚類：3種、両生類：1種、植物：4種の特定外来生物が生息しています。また、本地区に生息しているミシシippアカミミガメについては、生態系への影響が指摘されているが規制が難しいなどとして特定外来生物候補リストから外され、要注意外来生物（外来生物法に基づく飼育等の規制がかせられるものではない。）として公表されています。なお、引き続き指定が検討されています。北海道でも生息が確認されており、今からの完全駆除は不可能とされています。

本地区では、ミシシippアカミミガメについては、特定外来生物に該当しないことから、防除は行いません。

□魚 類	オオクチバス、ブルーギル、カダヤシ
□両 生 類	ウシガエル
□植 物	アレチウリ、ブラジルチドメグサ、ミズヒマワリ、ボタンウキクサ

～地区内に生息する特定外来生物の紹介～

ブラックバス（魚類） （オオクチバス）



スズキ目
サンフィッシュ科

特徴：全長 30～50cm。上あごの後端が眼の後縁の直下よりも後方に達する。体側から背にかけて不規則な暗斑がある。腹側は、黄味を帯びた白色。

生態：湖沼、ため池などに広く定着している。

カダヤシ（魚類）



カダヤシ目
カダヤシ科

特徴：全長 3cm(雄)、5cm(雌)程度。メダカに似るが、体が青っぽく尾鰭が丸い。グッピーの雌よりもカダヤシの雌の方が尾鰭に対し背鰭が後方に位置している。

生態：水田・用水路の他、平地の池沼・湖河等の流れの緩やかな場所に生息し比較的汚濁にも強い。海水の混じった水路にも見受けられる。昼行性で、雑食性である。

ブルーギル（魚類）



スズキ目
サンフィッシュ科

特徴：全長 25cm。生後 1 年目までの幼魚では、体型がやや細く、体側には 7～10 本の暗色横帯がある。成長するにつれ体高が高くなり体色は濃灰褐色から黒ずむ。

生態：湖沼やため池、堀、公園の池などに生息し、雑食性であり、昆虫類、植物魚類、貝類、動物プランクトン等を餌にする。

ウシガエル（両生



カエル目
アカガエル科

特徴：全長 15cm 程度。大型で、捕食性が強く、口に入る動物が餌になる。水生傾向が強く、水かきはよく発達する。

生態：全国の広い範囲に定着している。貪欲で捕食性があり、昆虫・ザリガニ、小型の哺乳類・爬虫類・魚類が餌になる。

アレチウリ（植



ウリ目
ウリ科

特徴：ウリ化の一年生草本で、生育速度が非常に速いつる性植物で
長さ数～十数 m になる。群生することが多い。

生態：開花期は 8～10 月。温帯～熱帯に分布、河岸、河川敷、畑地等に生育する。日当りの良い場所を好み、土壌環境に対する適応性が大きい、有機質の多い汚染河川岸に非常に多い。

ミズヒマワリ（植物）



キキョウ目
キク科

特徴：抽水性の多年草で、高さは 0.5～1.0m になる。

生態：開花期は 9～10 月。両性花。栄養繁殖が旺盛、生長が早く、短期間でコロニー（同一種の生物が形成する集団。繁殖のための群れ。個体群。）を形成。

ボタンウキクサ（植物）



サトイモ目
サトイモ科

特徴：サトイモ科の浮遊性の常緑多年草で高さは、10cm 程度。

生態：開花期は 5～10 月暖帯～熱帯に分布、池沼、河川、水路等に生育する。日当りの良い場所を好み、無機養分の吸収力が強く、耐塩性がある。両性花。

ブラジルチドメグサ（植物）



セリ目
セリ科

特徴：川岸や水湿地に生える多年草で、茎の長さは 1.0m 以上になる。泥に根を張り水面を浮遊し分布拡大する。

生態：根茎はばらばらになり易く、茎切片による栄養繁殖が旺盛である。

工事関係及び周辺住民の皆さんへ

～特定外来生物の取り扱いに関するお願い～

1. 工事施工時に行って頂きたいこと。

工事の施工に伴い、クリーク内の水位を落とした後に、クリーク内の動植物の確認を行います。

特定外来生物に指定された動植物については、生態系への影響があることから法律により防除を行う必要がありますので、周辺の水路等へ「放つ、植える及びまくこと」等行わないように気をつけて下さい。

※保護する動植物については、周辺の水路等類似した環境適地へ移植、移動等を行います。

2. 在来生物（保護する動植物）のために守って頂きたいこと。

法律で指定された特定外来生物は、「飼育や栽培」をすること、「野外へ放つ、植える及びまくこと」及びが禁止されています。在来の動植物の生息を脅かすため、気をつけましょう。

その他は、「保管及び運搬すること」、「輸入すること」及び「許可を受けて飼養する者が、飼養等する許可を持っていない者に対して 譲渡し、引渡しなどすること（販売することも含めます）」が原則禁止されています。また、許可を受けて飼養等する場合、その個体等にマイクロチップを埋め込むなどの個体識別等の措置を講じる義務があります。

3. 違反したらどうなるの？

●法律により、特定外来生物を、たとえば野外に放たれて定着してしまった場合、人間の生命・身体、農林水産業、生態系に対してとても大きな影響を与えることが考えられます。場合によっては取り返しのつかないような事態を引き起こすことも考えられますので、違反内容によっては非常に重い罰則が課せられますので注意しましょう。

※**個人の場合懲役 3 年以下もしくは 300 万円以下の罰金／法人の場合 1 億円以下の罰金に該当するもの**

- ・ 特定外来生物を野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合。
- ・ 飼養等の許可を受けていない者に対して、特定外来生物を販売もしくは販布（配って広く行き渡らせること。）した場合。

※**個人の場合懲役 1 年以下もしくは 100 万円以下の罰金／法人の場合 5 千万円以下の罰金等とするもの**

- ・ 販売もしくは販布以外の目的で、特定外生物の飼養等又は譲渡し等をした場合
- ・ 未判定外来生物を輸入してもよいという通知を受けずに輸入した場合

特定外来生物の防除について

1. 特定外来生物防除の必要性について

1) 野外に放たれたり、逃げ出した特定外来生物は、放置しておくとな分布を拡大しながら様々な被害を及ぼす恐れがあります。特定外来生物被害防止基本方針では、被害を及ぼしたり、及ぼす恐れがある特定外来生物については、必要に応じて防除を実施することとされています。

2) 特定外来生物を放置することによって生息を脅かされる生物がいます。特に、生息環境の限られている島などでは、絶滅に追い込まれてしまう場合があります。特定外来生物と在来の生物のどちらを守るべきか、やはり、もともと住んでいた在来生物の生息を脅かすことは、問題であります。

3) 防除で捕獲された特定外来生物は、極力苦痛を与えないような方法で処分するほか、適正に飼育できる里親がある場合に引き取ってもらうこととしています。今後特定外来生物が処分されるという事態を繰り返さないためにも、外来生物を放したり、逃がしたりしないように注意することが大切です。

●以上のことより、本地区では、「特定外来生物による生態系等にかかる被害の防止に関する法律（外来生物法）、特定外来生物被害防止基本指針」により、指定種が施工時に発見された場合は、希少性及び生態系等を保全する観点より、特定外来生物を防除する必要があります。

2. 特定外来生物の防除方法について

魚 類：その場で殺処分せず捕獲した個体については、防除実施者の責任の下、焼却、埋却、飼肥料への加工等適切に処分するものとする。（抜粋）

●処分方法は、処分場での処分（焼却処分）を考えています。

両生類：捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。（抜粋）

●処分方法は、処分場での処分（焼却処分）を考えています。

植 物：採取等（採取し、又は枯死させることをいう。）した個体は防除実施者の責任の下、運搬又は保管時に逸出することのないよう適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。（抜粋）

●処分方法は、燃やせるゴミとして処分するかまたは生ゴミとしての処分を考えています。

参考資料 「外来生物法」 環境省 自然環境局

発行 農林水産省 九州農政局 筑後川下流左岸農地防災事業所
〒830-0061 福岡県久留米市津福今町 472-31
TEL : 0942-38-4326